

■■■■■ 平成30年度 石狩ものづくりネットワーク事業 ■■■■■
石狩まるごとフェスタ2018出品によるアップサイクル啓発事業実施規約

【開催趣旨】

製造業は大きな変化が起きています。変化のスピードが速く複雑になった時代では、企業同士が連携して得意分野を持ち寄り、新技術等の誕生が求められています。

石狩商工会議所 工業部会では、中小企業の革新的な新製品を創出するため、平成25年度より「石狩ものづくりネットワーク事業」を推進しております。

本事業では、石狩商工会議所会員の「ものづくり企業」が一同に会し、地域見学会や道内外視察研修、市内経営者によるものづくりセミナー、国のものづくり補助金等セミナー、市内外の事業所との企業交流会、また、「石狩まるごとフェスタ」出展（アップサイクル品販売・事業PR等）や3Dプリンターに関するデジタルものづくりセミナーなど、さまざまな企業間交流事業を通して「売れる製品」の実現化を推進するため、新規事業創出に向けての動機づけとなる事業を推進しております。

昨年に引き続き、本年度も、アップサイクル（デザイン性やアイデアによって価値を加え、捨てられるモノを生まれ変わらせる）による新商品の試作・開発を促す試みとして、市内製造業者が持つ独自技術による新商品や新商材などを一堂に展示・販売し、今後の地域資源となりうる新商品等を発掘することを目的として、「石狩まるごとフェスタ2018」への出店を実施することと致しました。

【開催概要】

会 期 平成30年9月8日（土）10：00～22：00

（出店は18：00まで）

会 場 石狩まるごとフェスタ特設会場

石狩ものづくりネットワーク事業ブース内

（石狩市新港中央1丁目264-7ほか）

出品料 無 料

※いしかり産業まつり実行委員会に対する出店料金は、当ネットワーク事業から精算いたします。

※ただし、取扱手数料として売上額の10%を会期終了後に請求・徴収させていただきます。

申 込 申込書に必要事項をご記入のうえ、誓約書とともに事務局までご提出ください。なお、出品内容が本事業の趣旨にそぐわない場合には受付をお断りすることがあります。

締切日 平成30年7月27日（金）事務局必着

主 管 石狩商工会議所 工業部会

問合せ 石狩商工会議所 企業支援課（担当：鈴木裕子）

TEL0133-72-2111・FAX0133-72-2577

【出品商品】

- ①工場で出た廃材・端材を使用した新たな商品
例:端材の金属板・木材・アクリル板・布・革等でキーホルダーやアクセサリやオブジェ、布・革等でバッグやポーチ、不要なネジで人形、裁断した紙でメモ用紙 など
- ②廃材・端材の形状や数を揃え簡易梱包し、D I Y材料等として再利用可能な規格統一された商品
- ③アップサイクルの目的で制作した商品等の展示のみも可(ただし、大型展示物は不可)
- ④保健所許可の有無に関わらず、食品関連商品の出品は対象外とさせていただきます。
- ⑤その他、協議が必要な出品物の場合は、工業部会正副部長にて協議のうえ、出品者にご連絡いたします。

【出品条件】

- ①出品対象者は、石狩商工会議所会員である製造業者（工業部会員）とします。
- ②商品の価格は、出品者にて設定（税込）、値札の貼付をしていただきます。
- ③会期中の売上金額は事務局にて管理します。会期終了後、売上額から取扱手数料10%を差引いた額を出品者の指定口座へお振込みいたします。
- ④商品の搬入出・撤去は、出品者各自にてお願い致します。
搬入は9月8日9時に、石狩まるごとフェスタ会場へ直接納入してください。売れ残った商品及び展示品の搬出・撤去については、当日の会期終了後にお引取りいただきます。
- ⑤石狩まるごとフェスタ2018の会期中、各社出品ご担当者は会場内に常駐していただきます。お客様へ説明を要する商品の場合は、事前に事務局へ説明をお願いします。
- ⑥事前書類審査の結果、出品内容が本事業の趣旨にそぐわないと判断された場合は、受付をお断りすることがあります。

【出品商品の管理保全】

- ①事務局は、管理者として注意を持って会場全般の管理にあたります。ただし、各出品物の盗難、紛失、火災、その他天災地変等を原因とする出品物の損害に対して一切の補償責任を負いません。
- ②会場への出品物・展示物搬入開始から撤去までの期間、必要と思われるものについての損害保険については、各出品者側で加入していただきます（任意）。事務局は一切責任を負いません。
- ③搬入から搬出・撤去に渡る作業中における出品者の事故等についても、例外なく、事務局は一切の責任を負いません。

【危険物等の持ち込み】

- ①引火性・爆発性の危険物の持ち込みを禁止します。また、その他消防法に定められる危険物・裸火等を使用する物についても、持ち込みを禁止します。
- ②事務局の承認を得られなかったもの、関連法令に抵触するおそれがあるもの、および公序良俗に反する物の持ち込みを禁止します。

【基本設備】

①小間サイズ・レイアウト

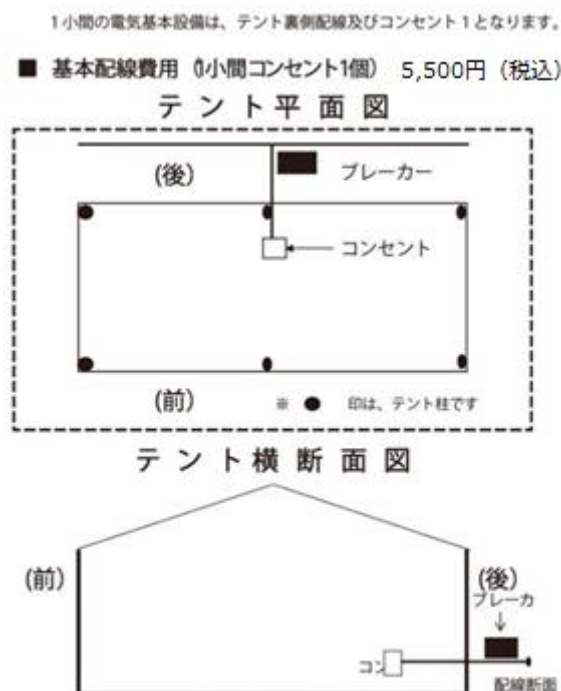
いしかり産業まつり実行委員会から貸与される会場内の小間（サイズ：間口 5.5m×奥行 3.6m(3間×2間のテント1張分に相当))内において、出品物調整のうえ、小間内のテーブル上に展示させていただきます。

- ②小間内のレイアウトについては、出品物の内容・形状・申込順位等を総合的に勘案し、工業部会正副部会長が決定します。また、当ネットワーク事業の石狩まるごとフェスタ会場内の小間位置発表は、いしかり産業まつり実行委員会が開催する出展者説明会（7月下旬）にて抽選決定後、出品者に通知します。

- ③出品の権利を、事務局の承認なしに譲渡または貸与することはできません。また、転貸、担保に供することを禁止します。

※会期中、レイアウトの変更は認められません。ただし、強風・雨天時等変更が必要な場合は、工業部会正副部会長にて協議のうえ、調整いたします。

《いしかり産業まつり実行委員会が用意するレンタルテント図》



- ④テント・テーブル・パイプイスについては、いしかり産業まつり実行委員会からのレンタル（有料）となっており、必要数を事務局において発注・精算いたします。ただし、出品各社において必要とする部材や電源等は別発注となり、各社においてご精算いただきます。

《レンタル品価格表》

	品名	サイズ・規格	単価（税込）
1	テーブル	W1800×D500×H700	1,300円
2	パイプイス	W455×D520×H725	350円
3	照明器具	100V電球×5個 (テント内の配線を含む)	5,400円

【開催の延期・中止】

- ①「石狩まるごとフェスタ2018」の主催者であるいしかり産業まつり実行委員会は、天災などの不可抗力により開催が困難と判断した場合、開催を延期または中止することがあります。また、その際に生じた損害について主催者及び当部会は責任を負わないものとします。

【個人情報の利用】

- ①個人情報保護法に基づき、各出品者が行う名刺交換及び芳名帳への記帳、事務局が行うアンケート用紙への記帳及び名刺添付により取得した個人情報は、それぞれ各自内のみでの利用とし、他への流用、転売を禁止します。
- ②個人情報の利用に際して、利用目的を明確に告知し、提供者の利用意思を確認する手段を講じなければなりません。また個人情報の提供者が、情報提供や連絡について拒否した場合や削除および、抹消の意思表示をした場合は、その個人データの利用を即刻取り止め、しかるべき措置をとらなければなりません。

■申込み・問合せ先

石狩商工会議所 工業部会

石狩ものづくりネットワーク事業事務局

〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目5

TEL：0133-72-2111 FAX：0133-72-2577